

医療情報取得加算の算定について

当診療所はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。マイナ保険証より得られた受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用して診察いたします。

また、国が定めた診療報酬算定要件に従い、「医療情報取得加算」として下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区 分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初 診	利用する	1 点
	利用しないが他院からの情報提供(紹介状)有	
	利用しない	3 点
再 診 (3 月に 1 回)	利用する	1 点
	利用しないが他院からの情報提供(紹介状)有	
	利用しない	2 点